

## 綾瀬市総合教育会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項に基づき、綾瀬市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (構成)

第2条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

### (所掌事項)

第3条 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議、調整を行うものとする。

- (1) 法第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

### (招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

### (意見聴取)

第5条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害される恐れがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

### (議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、非公開情報を除き、

これを公表する。ただし、総合教育会議を非公開とした場合は、議事録を公表しないことができる。

(庶務)

第8条 総合教育会議の庶務は、市長部局企画所管課において処理をする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月4日から施行する。